

十勝管内町村における起業家や中小企業の挑戦的な取り組みを支援

令和8年度

# とがちビジネスチャレンジ補助金 公募要領 (町村版)



多様な事業者が活躍できる  
活力のある地域社会の実現を目指すとともに、  
十勝の持続的な経済成長を促進するため、  
十勝管内町村における起業家や中小企業が取り組む  
新市場の開拓や、  
競争力・生産力向上に資する「ものづくり」、  
事業拡大などの幅広い取り組みを支援します。

とちぎ財団は食品分野・機械分野における「ものづくり支援」を基盤に、  
地域の商品等の PR・販路拡大を目指した「地域ブランド戦略の推進」、  
起業・創業・事業創発の推進を推進するための「事業創発支援」など、  
十勝地域の産業活性化に資する産業人材の育成に取り組んでいます。

その一環として、当財団は起業家支援財団※との合併をきっかけに、  
十勝地域の事業者を対象とする補助事業を開始しました。

この事業では、十勝管内町村において起業・創業する方や、  
既存事業の競争力・生産性向上に取り組む挑戦的な企業をより多く輩出することで、  
活力のある地域社会を実現し、地域の持続性を確保することを目的としています。

「新たな価値」を創出しようとする起業家や、  
先導的な「ものづくり・サービス」に取り組む中小企業などに  
「資金」の支援を行います。

新たな価値の創出や、既存産業の課題解決を図るビジネスプラン、  
地域経済に波及効果をもたらすようなビジネスプランを持った  
チャレンジャーのご応募をお待ちしております。

※起業家支援財団（平成 19 年～平成 30 年）

松井利夫氏（株式会社アルプス技研 創業者・最高顧問）が起業家支援を目的として神奈川県に設立した  
公益財団法人。平成 30 年 4 月 1 日に当財団が吸収合併し事業を承継。

## 1. 事業の目的

当補助金は、地域事業者の自律的な成長や、ものづくり産業の活性化を支援し、多様な事業者が活躍できる活力のある地域社会の実現や、十勝の持続的な経済成長を促進することを目的に実施します。十勝管内町村において起業創業する方や中小企業が取り組む新市場の開拓や、競争力・生産力向上に資する「ものづくり」、事業拡大などの幅広い取り組みを支援します。

## 2. 補助率・上限額

支援区分	対象者（※）	補助率	上限額
<b>【D】 町村版</b>	<b>十勝管内町村の事業者、起業を希望する個人</b>	<b>10/10</b>	<b>50万円</b>

※詳細は「4. 補助対象者の要件等」をご確認ください

## 3. 補助対象事業

本事業に申請する際には、以下のいずれか1つの区分で申請してください。

事業・取組みの内容
① <b>新規事業の開始・実装に関する取組み</b> (例：新規事業の開始・実装に係る経費支出 等)
② <b>実施事業の競争力・生産性向上に資する新たな取組み</b> (例：生産ラインの改良、既存商品・サービスのリニューアル、ブランディング再構築 等)
③ <b>実施事業の拡大・成長（販路開拓等）に資する取組み</b> (例：商品・サービスのPR・営業、展示会出展、デザイン開発・改良 等)

## 4. 補助対象者の要件等

- ・主たる事業所が十勝管内（帯広市を除く）にあること。
  - ・中小企業基本法に基づく資本金（または、出資総額）、従業者を基準とした中規模以下の事業者または従業者を基準とした小規模以下の企業、個人事業主等であること。  
または、本補助金の事業実施期間中に、十勝管内（帯広市を除く）において法人設立登記又は移転登記を予定している事業者、もしくは開業届を提出予定の事業者。
- ※大規模企業等が1社で50%以上を出資している企業、または複数の大規模企業等が合計で50%以上を出資している企業は対象外とします。

<中小企業の定義>

業種分類	項目	小規模	中規模
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額	-	3億円以下または
	従業者数	20人以下	21人～300人
卸売業	資本金の額又は出資の総額	-	1億円以下または
	従業者数	5人以下	6～100人
小売業	資本金の額又は出資の総額	-	5千万円以下または
	従業者数	5人以下	6～50人
サービス業	資本金の額又は出資の総額	-	5千万円以下または
	従業者数	5人以下	6～100人

- ・1期以上の決算書類（個人事業主の場合は1年[12か月分]確定申告書）を提出できること。ただし、起業後まだ決算期を迎えていない者、もしくはこれから起業する者は「事業計画書」及び「収支計画」を提出できること。
- ・申請者（企業等）が反社会勢力に関与・協力していないこと。
- ・布教活動・宗教活動・政治活動を目的とする事業でないこと。
- ・ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる事業でないこと。
- ・過去に当財団の助成事業に採択された事業者でないこと。

5. 補助対象経費

- ・上記3「補助対象事業」の推進に必要と認められる経費（運転資金は除く）

対象経費
原材料費、治具・工具費、機械装置等購入費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、使用料、賃借料、消耗品費、参加費負担金、広告宣伝費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注費（委託費）、知的財産権取得費、その他事業推進に特に必要と認められる費用

6. 応募手続等の概要

(1) 申請書類の提出先

公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ  
 住所 〒080-0012 帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1階 (LAND)  
 電話 0155-67-7895

(2) 受付期間

令和8年4月2日（木）から6月5日（金）17時00分まで（必着）

(3) 事前相談期間

令和8年4月2日（木）から5月29日（金）まで  
 ※申請書のご提出前に、LANDコーディネーターへのご相談をお勧めします。  
 ※事前相談については、1申請者につき原則2回までとします。

(4) 応募方法

当財団（LAND）まで申請書類一式を郵送またはご持参いただくか、電子データにてご提出ください。

(5) 採択予定件数

**全体で4件程度（予算の範囲内）**

(6) 申請書類

次の申請書類を提出してください（紙媒体での提出または電子データでの提出のいずれかの方法によること）。

（紙媒体での提出の場合：原本1部を申請書類の提出先に郵送または持参 [原本がカラーのもののはカラーで提出]、持参提出の際は訂正印の持参を推奨）

（電子データでの提出の場合：[bizchallenge@tokachi-zaidan.jp](mailto:bizchallenge@tokachi-zaidan.jp) に電子データを送付）

① とかちビジネスチャレンジ補助金 申請書（様式第1号）

② 申請者概要（様式第2号）

③ 事業計画説明書（様式第3号）

④ 補助金交付申請額算出調書（様式第4-1号）

⑤ 費用明細書（様式第4-2号）

⑥ 添付書類

○決算関係書類

・【法人の場合】直近3期分の決算書類（3期に満たない方は創業後の期数分）

・【個人事業主の場合】直近3期分の確定申告書（3期に満たない方は創業後の期数分）

※起業前、もしくは1期分の決算書類がない場合は「収支計画書」（任意様式）

○事業開始日が分かる書類

・【法人の場合】商業登記簿謄本

・【個人事業主の場合】個人事業の開業届出書

※本補助金の事業実施期間中に、十勝管内において法人設立登記又は移転登記を予定している事業者、もしくは開業届を提出予定の事業者については、事業開始日が分かる書類を追ってご提出いただきます。

○会社の概要が分かる資料

・会社パンフレット等

7. 選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

書類審査及び面談審査を行います。選考委員会において、申請事業の内容を①ビジネスモデル ②事業計画・資金計画 ③課題意識と対応策 ④事業の推進体制 ⑤地域性 ⑥熱意・意欲の6つの評価視点項目により審査し、採択を決定します。

(2) 選考結果の公表

選考結果については、事業者名、事業概要等を当財団ホームページや SNS 等にて公表します（不採択の場合は公表しません。）。

8. スケジュール

① 令和8年4月2日（木）～5月29日（金） 事前相談期間

② 令和8年6月5日(金) 17:00まで 申請締切

- ・応募期限内にすべての書類を整えて提出していただく必要があります。

③ 令和8年6月中旬～下旬 書類審査～合否通知

- ・書類による審査を行います。合否が決定次第通知します。

④ 令和8年7月下旬～8月上旬 面談による審査(書類審査の合格者対象)

- ・申請のあった事業計画について、申請者より説明を10分程度行っていただきます。その後、選考委員との質疑応答を行います。
- ・具体的な日時や場所については書類審査合格者へ別途ご連絡いたします。

⑤ 令和8年8月上旬 採択・不採択通知

- ・申請内容や面談審査の内容を踏まえ、選考します。合否が決定次第通知します。なお、採択されても、減額となる場合があります。

⑥ 令和8年8月下旬～9月上旬 採択者説明会

- ・採択者向けに、本事業についての諸手続きや留意事項について説明いたします。

⑦ 交付決定日～令和9年10月29日(金)の間 事業の実施

- ・実施期間は「交付決定日から令和9年10月29日(金)まで」の範囲で設定できます。但し、補助金の活用による事業化や課題解決を着実に進めていただくため、少なくとも「交付決定日から令和9年4月1日(木)を超える期間」は事業を実施することを必須とします。
  - ・事業実施に並行し、銀行振込書や領収書等報告に必要な書類を常に整理しておいてください。
- ※採択～補助金交付決定前の支出は対象経費として認められませんのでご注意ください。

⑧ 令和9年4月1日(木)～10月29日(金)の間 事業の終了

- ・遅くとも令和9年10月29日(金)までに事業を終了してください。
- ※事業終了後の支出は対象経費として認められませんのでご注意ください。

⑨ 事業終了後速やかに 実績報告書の提出

- ・事業終了後速やかに実績報告書（事業実施内容及び費用の報告と支出内容の分かる領収書等の証憑類）を提出していただきます。

※最終提出期限は令和9年11月15日（月）までとします。

⑩ 遅くとも令和10年1月末日まで 精算～補助金支給

- ・報告内容を精査した上で補助額を確定し、全額精算払にて支給します。

※補助金の精算は、事業終了期間（令和9年4月1日（木）～10月29日（金））以降となります。  
なお、事業終了前の「概算払い」は行いません。

11 事業報告等

- ・採択後5年間は、毎年1回、当財団の求めに応じて事業進捗の報告をしてください。
- ・当財団が補助金事業の成果等をPRする際に、協力を求めることがあります。

以 上